

## 営利事業につながる利用制限について

このたびは、伊勢市生涯学習センター（いせトピア）をご利用いただきありがとうございます。

いせトピアは、「市民の生涯にわたる学習を促進し、市民文化の充実振興に資する」ことを目的に設置され、この目的のもとに皆さまにご利用していただいております。直接、間接を問わず営利につながる利用は、お断りさせていただきます。

つきましては、以下の点についてご確認のうえ、申請いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、許可後であっても広報等に営利に係る記述内容がある場合は、条例第10条の規定により、許可を取消しますのでご了承ください。

### 記

#### 営利目的に値すると判断し貸出を行わない事例

- 申請者名が企業等の団体名である場合。
- 営利事業を援助することに値する研修・会議・勉強会などの場合。
- 必要経費以外の会費等の集金を行う場合。
- 物品販売を行う場合。（直接、間接不問。）
- 団体への加入、勧誘（マルチ商法等）を目的とした場合。

#### 伊勢市生涯学習センター条例（平成17年条例第186号）抜粋

（使用又は利用の不許可）

第9条 教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用又は利用（以下「使用等」という。）を許可しないものとする。

- 1) 営利を目的として使用等するおそれがあると認められるとき。
- 2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 3) センターの施設、設備又は附属器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会等が使用等を不相当と認めるとき。

（使用等の許可の取消し等）

第10条 教育委員会等は、第8条の規定により使用等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用等の許可を取り消し、又は使用等を停止し、若しくは制限し、若しくは許可に付した条件を変更することができる。

- 1) 利用者が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
  - 2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は教育委員会等が指示した事項に違反したとき。
  - 3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
  - 4) 天災その他の事由により使用等できなくなったとき。
  - 5) 工事その他の市の事業の執行上やむを得ない理由により使用等できなくなったとき。
  - 6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会等が特に必要と認めるとき。
- 2 センターの使用等により、又は前項の規定による使用等の許可の取消し若しくは使用等の停止若しくは制限若しくは使用等の許可に付した条件の変更により損害が生じても、市又は指定管理者は、その補償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。